

地域の実情に見合った持続可能な医療の提供を求める意見書

本年9月、政府は、高齢化による医療費の抑制のため、競合地域にある病院の再編・統合を検討する必要があるとして、全国1,455の公立病院や日本赤十字社等が運営する公的病院のうち、診療実績の少ない当県の8病院を含む424の病院を実名で公表した。公表された病院は、医師不足から診療実績が減少しているなど、データからの分析だけでは推し量ることのできないその地域特有の事情がある中、それぞれの地域における基幹的な医療機関としての使命と役割を担い、地域に根ざした医療で、長年地域住民の健康と命を守ってきた。また、今回の全国一律の機械的な算定による国の判断については、地域住民からは多くの不安と不満の声が上がっている。

令和7年には団塊世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、ますます医療や介護サービスの需要が急激に増えることが想定されている。そのため、地域医療構想の推進は大変重要であり、地域医療確保に関する国と地方の協議の場等において、関係者間で丁寧な議論し、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革等を一体的に進めていくことが必要である。

よって、国においては、住民が真に必要としている地域医療の確立のため、国と地方が共通の認識をもって、持続可能な医療の提供体制の構築に向けて積極的に取り組んでいくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月25日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

福島県議会議長 太 田 光 秋